

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に
対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書

受付印

令和 年 月 日 (あて先) 宇治市長	所 有 者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名・印)	フリガナ <div style="text-align: right;">印</div>
		電話番号	
		業種名	

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。

※令和2年12月31日以前は附則第61条

1 事業収入割合について

令和2年 月 日から同年 月 日 令和2年2月から10月までの連続する3か月を記載			令和元(平成31)年 月 日から同年 月 日 左の期間の前年同期を記載		
月期	月期	月期	月期	月期	月期
円	円	円	円	円	円
合計:	円・・・①		合計:	円・・・②	
事業収入割合: % (① / ②) ※小数点以下切り捨て					

- 50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)
(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率: 全額)
- 50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当)
(=事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している場合 軽減率: 1/2)

2 特例対象資産について

申告の有無	資産	通知書番号
	事業用家屋(別紙のとおり)	
	償却資産	

※1 申告する資産に○をつけてください

※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。
(この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

職員記入欄	受付	家屋処理欄	償却処理欄	決裁欄	課長	家屋係長	庶務係長	担当
	窓・郵送							

3 誓約事項について

以下の（１）から（４）までについて、事実と相違ないことを誓約します。

- （１）「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- （２）申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- （３）（申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、）申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
 - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 12 項に規定する大規模法人のことをいう。
- （４）（申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第 10 条第 7 項第 6 号に規定する中小事業者である場合、）申告者は、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下であること。

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記 1～3 の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住 所

氏名(名称)

代表者役職

代表者氏名

印

認定経営革新等支援機関等担当者名

認定経営革新等支援機関等電話番号

(- -)

認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス

(備考)

1. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第 63 条第 4 項又は第 5 項の規定に基づき 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
2. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
3. 「氏名（名称）」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
4. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
5. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
6. 本特例の申告と共に認定経営革新等支援機関等へ提出した書類を添付すること。
7. 本特例の申告は令和 3 年 2 月 1 日までに宇治市長に対して行うこと。
8. 申告内容と現在の課税の状況が異なる場合、評価の見直しを行う場合があることに留意すること。また、当該申告書に記載された資産が全て特例の対象にならない場合があることに留意すること。

申告書の提出が令和 3 年 2 月
2 日以後となる場合の理由